

令和元年6月27日現在

機関番号：13101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13148

研究課題名（和文）討議倫理によって原子力発電の倫理的基盤を構築するための研究

研究課題名（英文）A Study on the ethical foundation of nuclear power generation by means of discourse ethics

研究代表者

宮坂 道夫（Miyasaka, Michio）

新潟大学・医歯学系・教授

研究者番号：30282619

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、原子力発電の倫理的基盤を討議倫理の観点から構築するために、討議の当事者としてのステークホルダーの位置づけと、原子力政策の策定において手続き的に妥当な討議のあり方を明らかにすることを目的とした。福島第一原子力発電所事故についての事故調査報告書等の各種文書、学術図書・論文、メディア報道、世論調査、および各種選挙の結果などを総合的に分析し、原子力発電所の運用に関する技術倫理上のジレンマの性質を整理するとともに、福島事故を契機として原子力発電の倫理的基盤を討議倫理によって構築するという企図が、日本社会から希薄になっている状況が現出していることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

原子力発電についての政策を「討議」つまり社会的な議論・熟議によって行うために、討議に参加すべき「ステークホルダー」（利害を持つ当事者）と、「手続き的正義」（どんな手続きをとることが倫理的に正当なものと言えるのか）を検討した。福島第一原子力発電所事故についての事故調査報告書等の各種文書、学術図書・論文、メディア報道、世論調査、および各種選挙の結果などを総合的に分析し、原子力発電所の運用に関する倫理的な問題点を整理した。また、福島第一原子力発電所事故から時間が経つにつれ、原子力政策を「討議」の観点から構築しようという意識が、日本社会から希薄になっている状況が現出していることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The objective of this research was to clarify the status of stakeholders as the participant in discourse and the conditions of a procedurally valid discourse in nuclear policy makings for the ethical foundation of nuclear power generation by means of discourse ethics. We analyzed various documents such as investigation reports about the accident of Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant, books, academic papers, media coverage, and public-opinion polls regarding the accident or nuclear power policies, and results of various elections in which those issues were one of the points in dispute. We clarified the nature of the technological and ethical dilemmas related to the operation of nuclear power plants. We also pointed out that the climate of opinion demanding the ethical basis of nuclear power generation by means of discourse ethics or other dialogical methodologies for policy-makings has been diminishing from Japanese society within the six to eight years since the Fukushima accident.

研究分野：生命倫理学、ナラトロジー

キーワード：原子力発電 政策 討議 討議倫理

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 福島事故による 専門家倫理 の変化

2011年の福島第一原子力発電所の事故(以降、福島事故と略す)は、日本社会のみならず国際社会にも原子力発電をめぐる大きな倫理的論争を巻き起こした。国際放射線防護会議(ICRP)等の国際機関を中心に、原子力政策の基盤となる倫理原則の再構築が試みられ、その中で、従来の政策のパターンリズム的な性格が指摘されている。とりわけ、有害事象の予測(Anticipation)、正当化できる被ばくリスクの策定(Justification)、有害事象の規模に見合った安全対策の構築(Optimization)という3つの功利主義的な原則が特に重視され、「安全性文化(safety culture)」と呼ばれる独特の専門家倫理の基盤となってきた点が問題視されている。これに対して、福島事故によってクローズアップされたのが、協働による意思決定と透明性の確保(Co-construction and transparency)という義務論的な原則である。これは、福島事故の際に電力会社や政府・行政機関によって行われた情報開示がきわめて不十分であったこと、および、わが国の原子力政策の策定において一般市民の参加がきわめて限定的にしか認められてこなかったこと、等が問題視されたことに端を発している。

(2) 原子力倫理の鍵となるべき 討議倫理

この 協働による意思決定と透明性の確保 という原則は、現在の倫理学においてハーバースマスらによって提起されてきた討議倫理の視点から論じられるべき課題であるというのが、本研究の出発点となる問題意識である。ハーバースマスは、カントの定言命法に代えて道徳的論議の手続きを置き、実践的討議への参加者としてのすべての当事者の同意をとりつけることができるような規範のみが妥当性を要求できる という原則を定めた。原子力発電の議論では、「当事者」は「ステークホルダー」と呼ばれ、国、地方自治体、電力会社、原子力発電所の近隣住民のみを指すかのように想定されてきた(司法による判断も同様であった)。しかし、福島事故が示したのは、原子力発電所からやや離れた地域に居住し、事故時に低レベルの被ばくを被りうる地域の住民 がきわめて多数存在するという事実である。これに加えて、遠隔地に居住し、被ばくリスクがなく、電力消費のみを行う地域の住民 も、住民参加という観点ではステークホルダーと見なされるべきかもしれない。しかも、これらのステークホルダーは、権限や権利を行使する行為主体として、またリスク・ベネフィットを被る者として、大きな不均衡を抱えている。当然ながら、このような不均衡の中で生じうるのは、利益相反、情報の不均衡、意思決定過程への関与といった、近代の市民社会(あるいは科学技術社会)の根幹に関わる諸問題である。しかしながら、「討議の主体」として原子力発電に関する政策決定のステークホルダーを位置づける作業は、欧米においてもほとんど行われていない。

2. 研究の目的

本研究では、原子力政策の基盤となる倫理原則を再構築するために、福島事故を一つのケーススタディとして討議倫理の観点から捉え、討議の当事者としてのステークホルダーの位置づけと、原子力政策の策定において手続き的に妥当な討議のあり方の2点についての規範を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1)emergency phase についての調査報告文書の内容分析、(2)post-accident phase における各種の調査報告文書の内容分析、(3)国際機関による各種の勧告文書および審議過程の記録文書の内容分析を行う。その結果に基づき、討議倫理の観点による分析を縦方向(レベルの異なる規範によって討議がどのように規定されているか)と横方向(討議への参加資格者がどのように規定されているか)に分けて行う。こうした結果を踏まえて、原子力政策の骨格となるべき規範を明確にするために、協働による意思決定と透明性の確保 という現行の義務論的原則を強化するための提案を具体的に示す。

4. 研究成果

(1) 年度別の成果の概要

まず、本研究の成果について、年度ごとに概要を述べる。

・2017年度

(1)emergency phase についての調査報告文書の内容分析、および(2)post-accident phase における各種の調査報告文書の内容分析の2つを実施した。この2つのphaseについての多数の文書を収集するとともに、その内容分析を行った結果、2つのphaseにおける倫理的な課題として、(1)低レベル被ばくのリスク評価、(2)原子力発電所を抱える地域と電力を消費する地域との間における空間的なリスク・ベネフィットの不均衡、(3)放射性廃棄物の扱いをめぐる地域間・世代間でのリスク・ベネフィットの不均衡、(4)原子力発電のリスク・ベネフィットの当事者であるステークホルダーによる意思決定プロセスのあり方、といった課題の存在を明らかにした。その要点は以下の通りである。原子力発電政策では、国、地方自治体、電力会社、原子力発電所立地地域の住民、原子力発電所からやや離れていて事故時に低レベルの被ばくを被りうる地域の住民、被ばくのリスクがなく電力消費のみを行う地域の住民というように、きわ

めて多様なステークホルダーが存在する。しかもこれらのステークホルダーは、権限や権利を行使する行為主体として、またリスク・ベネフィットを被る者として、医療とはまったく次元が異なるほどに大きな不均衡を抱えてもいる。このような不均衡の中で、利益相反、情報の不均衡、意思決定過程への関与といった、討議倫理における規範形成の妥当性の基本的な要件が不安定なものとなっている。

・2018年度

福島第一原子力発電所事故を対象事例として、その emergency phase および post-accident phase における各種の調査報告文書の内容分析を実施し、その結果、政府と電気事業者による計画と実施には、重大事故の完全な収束のために現時点で利用不可能な技術的方法が要請されるという、原子力発電所の運用に関する根本的な技術倫理上のジレンマを提起した。これに加えて、国政及び地方自治体の選挙、住民投票、施策に対するパブリックコメント、行政及びメディア等による世論調査等、一般市民による原子力発電事業への意思表示の機会の実態を経年的に分析した。その結果、国政選挙においては原子力発電の争点化が見られなくなり、地方自治体の選挙では、立地条件によって争点化の度合いがまったく異なっていること、住民投票、パブリックコメント、世論調査についても、事故からの歳月を経るにつれて直接的に原子力発電を焦点とするものが減少していることを明らかにした。福島事故を契機として原子力発電の倫理的基盤を討議倫理によって構築するという企図が、日本社会から希薄になっている状況が現出していることを現時点での課題として提起した。

・2019年度

ここまでの研究成果が、2017年4月24日に、Routledge社から刊行された『Ethics of Environmental Health』の中に「Taking public opinion seriously in post-Fukushima Japan」という論文として採録された。最終年度の研究成果は、オープンダイアログをはじめとした「ナラティブ・アプローチ」と呼ばれる新しい対話のあり方について検討したことである。オープンダイアログは、フィンランドの精神医療で考案されたもので、専門家の対話に患者らが「共在」(発言せずに傾聴する)し、次に患者たちの対話に専門家が「共在」という過程を繰り返す「リフレクティング」と呼ばれるプロセスを繰り返す対話形式を基盤としている。対話のテーマは「自分たちの抱えている問題」であり、専門家同士の対話でも「専門家として抱えている問題」が話し合われる。これは、医療の文脈を超えて、政治的・社会的な課題の討議にも応用されうるものであり、事実そのような試みもなされている。わが国の原子力政策をめぐる対話が行き詰まり感を呈している現状に鑑みれば、ナラティブ・アプローチによる新しい対話のあり方は、さらに検討する価値のあるものと思われた。

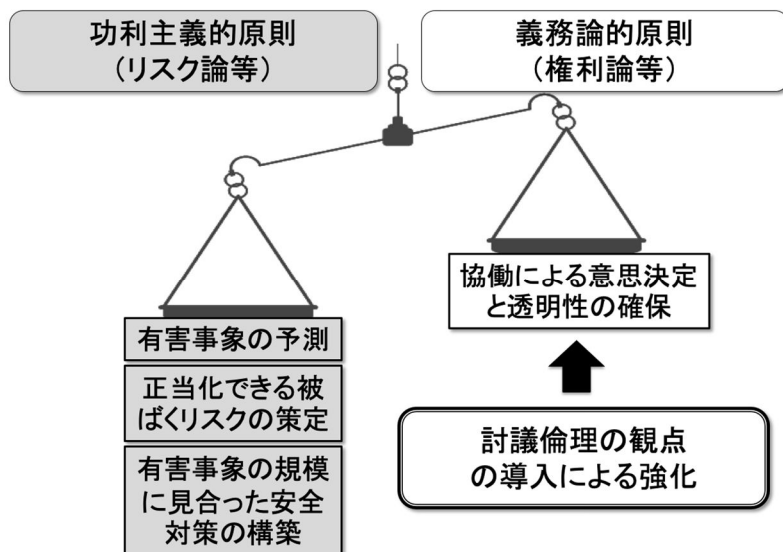
(2) 本研究の成果の概要

次に、本研究の全期間の成果の概要を、「原子力政策の基盤となる倫理原則を再構築するために、福島事故を一つのケーススタディとして討議倫理の観点から捉え、討議の当事者としてのステークホルダーの位置づけと、原子力政策の策定において手続き的に妥当な討議のあり方の2点についての規範を明らかにする」という本研究の目的に照らして、主要な点について概説する。

・原子力政策をめぐる義務論的基盤としての「討議倫理」の導入

本研究では、討議倫理の観点から原子力発電の倫理を構築することを試みた。これにより、リスクについての議論という功利主義的議論に偏重してきた従来の原子力関連の議論に対して、義務論的議論を展開するための一つの図式を提示することができたと考えている(右図)。従来の原子力発電をめぐる倫理的議論は、技術倫理や企業倫理という観点からのものがほとんどであり、もっぱら原子力技術者・電力会社等の事業者・政策立案者が遵守すべき規範を論じ、特に安全性という一元的な価値に立脚するものであった。このため、これらの立場以外の人々については、原子力発電所の近隣住民がリスク負担者として顧慮され、実際的にも、政治的には自治体への地域振興策等の手段による金銭的な助成によって近隣住民のリスク負担を相殺する施策が主であったし、裁判所等の司法機関も近隣住民の被ばくリスクや風評被害等の可能性を考慮するのみで、それ以外の地域の住民には訴訟権さえも認めてこなかったのが実情である。これに対して本研究では、限局されたステークホルダーによる意思決定を見直して、原子力発電のリスク・ベネフィットを被るあらゆる立場の人々を考慮に入れ、そこで種々の利害を持ちながら関与する立場の異同に基づく議論の構築を行った。

図 原子力発電の倫理的基盤としての討議倫理の観点の位置づけ



・原子力政策立案の討議の当事者としてのステークホルダーたる「市民」の地位
 原子力発電のリスク・ベネフィットを被るあらゆる立場の人々を考慮に入れるためには、原子力政策立案の討議の当事者としての一般国民すなわち「市民」をどう位置づけるかが最大の課題となる。これについて、本研究では政策決定への市民の参加についての政治学・法学・倫理学等の文献を資料として理論的な分析を行い、「市民」の権利が二つの実践的権利概念によって構築されていることを明らかにした。第一は「公民権 civil rights」であり、第二は「消費者の権利 consumer rights」である。このうち公民権は、他者によって権益を侵害された場合に、公権力によって侵害者に罰則を与えるとともに、侵害された権益を回復させるほどの強制力のある諸権利として概念化されてきた。公民権の内容としては、言論・報道・集会の自由、投票権、非自発的労役からの自由、公共の場における平等に対する権利等が含まれるとされる。これに対して、消費者の権利は、企業が消費者に販売する実際の製品やサービス、および消費者に直接影響を与える企業の商慣行に関して概念化されてきた。1962年に、ジョン・F・ケネディが消費者の権利の4つの基本的内容として、安全権、選択権、知る権利、聴聞権を示して以来、消費者の権利概念は産業社会の発達に伴って拡大され、消費者教育を受ける権利、救済を受ける権利、健康的で持続可能な環境に対する権利、基本的要求に対する権利、アクセス権等を含むものと理解されている (Bugnitz 2008)。こうした概念規定に鑑みれば、国の原子力政策立案の討議への参加権を市民に認める議論は、公民権ではなく消費者の権利として位置づける場合のみ基礎づけられることは明らかである。公民権として「市民」の討議参加権を位置づけるには、原子力発電が生活を脅かすような重大なリスクを持つ事業と見なすか、あるいは国民に等しくその恩恵が享受されるべき事業と見なすかの、いずれかでなければ難しい。前者のリスクは、福島事故でも避難を余儀なくされた地域や、生業の継続が困難となった地域に限定されたのだし、後者の恩恵性に関しては、原子力発電が完全に稼働を停止した時期においてさえも、他の手段によって国民への電力供給はほぼ維持することができた。つまり、原子力発電のリスクは、それを徹底して回避する権利を有するのは、一定の限られた地域の市民に限定される一方で、その恩恵性はすべての国民が必ず享受すべきものとも言えないがゆえに、原子力政策立案の討議への参加権を、公民権の一部として認めることは難しい。

・消費者の権利としての「市民」の討議参加権
 これに対して、消費者の権利としてであれば、そのような討議への参加権をすべての市民に認めることははるかに容易である。なぜなら、原子力発電は、電力という商品を売る事業であり、発電を行う企業の商慣習に対する様々な権利が認められるべきだという立論がたやすいためである。とりわけ日本では、地域ごとに単一の企業が発電事業を独占してきた。しかも、発電事業者は、発電の資源として、石炭、水、放射性物質、太陽光、風、波、地熱といった、公共性の高い自然資源を使用する。発電にどの資源を用いるかは、それによる商品としての電力の価格設定とともに消費者の関心の対象となるものである。こうした特殊性に鑑みれば、各地域における独占的な営業を認められてきた発電事業者には、より積極的な消費者の権利に対する配慮・保護が求められることは自明のことであろう。福島事故によって、消費者の権利への配慮・保護がきわめて不十分であったことは、事故当時の情報開示の不十分さという大きな非難を浴びた自公のみによってでも明らかであろう。これは、消費者の権利における「知る権利」への配慮・保護の欠如として位置づけることができる。福島事故から8年を経た今日、原子力政策の立案を倫理的な見地から評価する際にも、こうした視点を採用することで、より包括

的で公平な論点整理が可能になるものと思われる。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

宮坂道夫, 臨床における研究倫理の基本的な考え方, 日本の眼科, 査読無・依頼論文, 87(5), 2016, 1-4

宮坂道夫, 倫理とナラティブ-医療倫理の方法論としての実践とは. 看護管理, 査読無・依頼論文, 27(5), 2017, 385-388

宮坂道夫, ナラティブ分析, 日本遺伝看護学会誌, 査読無・依頼論文, 15(2), 2017, 16-20

宮坂道夫, オープンダイアログと対話の文化. 精神看護, 査読無・依頼論文, 21(4), 2018, 383-386

DOI: 10.11477/mf.1689200506

〔学会発表〕(計3件)

宮坂道夫, ナラティブ分析(招待講演), 日本遺伝看護学会 第15回学術大会, 2016年9月24日-9月25日, 新潟日報メディアシップ(新潟市中央区)

宮坂道夫, 死を前にした人へのナラティブ・アプローチ, 日本エンドオブライフケア学会第2回学術集会, 2018年9月15日, 一橋大学一橋講堂(東京都千代田区)

宮坂道夫, 臨床における倫理的課題の検討方法 ~ 四分表を中心に, 第72回日本臨床眼科学会, 2018年10月12日, 東京国際フォーラム(東京都千代田区)

〔図書〕(計1件)

Friedo Zölzer, Gaston Meskens (eds), Routledge, Ethics of Environmental Health, 2017, 196ページ

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.clg.niigata-u.ac.jp/~miyasaka>

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。